

し協議を以て此れ以上の要給を認められし時は在り
その同業者の甚だなる窮乏を以てし拒絶
するに決意する如し。

要求條件に對し當日社例の回答

承認條 項

- 一、借入金は尙割増外に多量一割支給
- 二、残業五時間以上五割増徹夜廿四時間但し并富
支給の事
- 三、婦女幼年工の残業は二時間以上五割増
- 四、職工一身上に用する事及有る場合は職工代表を以て
加せしむること

承認

五、賄の改善に 承認

六、借給金の改善に 承認

七、衛生設備の改善に 承認

八、本協議の専任者として之務員牧野久雄を彈劾す
ること 拒絶

九、本協議の純体構 性者をおさがること 承認

十、定期増給年二回(七月、十二月)

大正十二年九月九日

右は 五月十日より、議案の事

以上の掲ぐる十の事あり、同時に掲ぐる

△争議團本部設置